

長浜市告示第165号

長浜市福祉団体自主事業補助金交付要綱（平成27年長浜市告示第205号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第2条中「交付対象者」を「補助対象者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

| 補助対象者                       | 補助対象経費               | 補助基準額   |
|-----------------------------|----------------------|---|
| 更生保護法人滋賀県更生保護事業協会           | 事業費                  | 発表された直近の国勢調査人口に1円50銭を乗じた額。<br>左記の経費のうち、市長が必要と認める額の3分の2以内。 |
| 長浜市遺族会                      | 事業費<br>育成費           |   |
| 長浜市保護司会                     | 事業費                  |   |
| 長浜地区更生保護女性会                 | 会議費<br>研修会費<br>広報活動費 |   |
| 長浜市身体障害者福祉協会                | 事業費                  |   |
| 長浜市手をつなぐ育成会                 | 会議費                  |   |
| 長浜市聴覚障害者協会                  | 研修費                  |   |
| ハートフル・プラザ 誰にもやさしいまちづくりを進める会 | 育成費<br>旅費            |   |
| 長浜市視覚障害者福祉協会                | 負担金                  |   |
| 長浜市母子福祉のぞみ会                 | 大会費<br>事業費           |   |

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。